

**令和 7 年度（2025 年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業
（予防・健康づくり普及啓発）業務委託仕様書**

この業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）は、県が実施する「令和 7 年度（2025 年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業（予防・健康づくり普及啓発）業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に係る企画コンペを実施するに当たり、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の概要を明らかにし、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

（１）委託業務名

令和 7 年度（2025 年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業（予防・健康づくり普及啓発）業務委託

（２）委託期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）3 月 25 日（水）まで

（３）委託限度額

17,400 千円を上限とする。

※上記金額には、本業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税の額を含む。また、提案の目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

2 委託内容

委託による業務内容は以下のとおりとする。

（１）健康づくりについての普及啓発

9 月の「健康増進普及月間」に合わせ、運動、食生活、禁煙など個人の生活習慣の改善、及び健診受診の重要性等について、国民健康保険被保険者及びその関係者（以下「国保被保険者等」という。）の理解を深めるために県の健康づくり施策（例：スマートライフアプリ事業、くま食健康マイスター店事業など）を活用しながら、効果的な普及啓発を行うこと。その他、健康づくりに関する普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

（２）睡眠に関する正しい知識についての普及啓発

9 月 3 日と 3 月 18 日の「睡眠の日」に合わせ、国保被保険者等を対象とした睡眠に関する正しい知識等の普及啓発を行うこと。その他、睡眠に関する普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

（３）がん予防についての普及啓発

１０月の「がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間」に合わせ、がんとその予防についての正しい知識とがん検診の重要性等について、国保被保険者等の理解を深めるための普及啓発を行うこと。その他、がん予防に関する普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

また、がん検診に係る普及啓発については、別途実施するがん検診受診率向上対策事業と連携、調整の上実施すること。

(４) 骨折予防についての普及啓発

１０月８日の「運動器の健康、骨と関節の日」、１０月１０日の「転倒予防の日」、１０月２０日の「世界骨粗しょう症デー」に合わせ、１０月に国保被保険者等を対象とした骨折予防、骨粗しょう症予防等についての正しい知識の普及啓発を行うこと。その他、骨折予防、骨粗しょう症予防等に関する普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

(５) 糖尿病予防についての普及啓発

１１月の「糖尿病予防月間」に合わせ、国保被保険者等を対象とした糖尿病に関する正しい知識と糖尿病予防等に関する普及啓発を行うこと。その他、糖尿病予防に関する普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

ポスター及びリーフレット等を作成し、普及啓発を行うこと

(６) 歯科保健についての普及啓発

国保被保険者等を対象に、フッ化物応用によるむし歯予防、歯周病検診受診啓発、歯科疾患と全身疾患との関連性等、ライフステージに応じた歯科保健に関する普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

(７) 循環器病予防についての普及啓発

３月９日の「脈の日」に合わせて、国保被保険者等を対象とした自己検脈の方法や血圧管理の必要性と循環器病（脳卒中、心筋梗塞等）予防等についての普及啓発を行うこと。その他、循環器病予防に関する普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

(８) 特定健診受診率向上のための普及啓発

９月の「健康増進普及月間」及び１２月から２月までの「再受診勧奨時期」に合わせ、生活習慣病の予防と早期発見のために、国保被保険者

等を対象とした特定健診受診率向上のための普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

(9) 適正服薬についての普及啓発

10月17日から10月23日の「薬と健康の週間」に合わせ、国保被保険者等を対象とした服薬に関する正しい知識等の普及啓発を行うことその他、適正服薬に関する普及啓発を行うこと。

普及啓発事業の実施に当たっては、自治体、関係機関、団体等と連携した取組になるよう努めること。

(10) 他の保険から国民健康保険へ切り替わる方等への普及啓発

年度末の退職や転職等の時期に合わせて、他保険から国民健康保険へ切り替わる方、または国民健康保険から他保険に切り替わる方を対象に、健診受診等の健康づくりの取組へ円滑につなげるための普及啓発を行うこと。

(11) 各事業における適切な効果測定の方法を提案すること。

3 提案に係る留意事項

(1) 「啓発内容の(1)～(10)」については、国保被保険者等を対象とした普及啓発であることが分かるようにすること。

ただし、国保被保険者等を対象としていることが分かる内容であれば、広報の手段としてテレビやラジオなどの対象者が特定できない媒体を活用することは可能とする。

(2) ノベルティグッズの作成は対象外とする。

(3) ナッジ理論の活用等により、対象者の行動変容につながる普及啓発となるよう工夫すること。

(4) 啓発内容の(1)～(10)については、連続、連携した普及啓発となるよう工夫すること。

(5) イベント等の実施に際しては、テレビ、新聞等で取り上げられるなど、パブリシティ効果が高まるよう工夫すること。

(6) 健康無関心層へのアプローチを工夫した内容とすること。

(7) 30代～50代を主なターゲットとした広報媒体を工夫すること。

(8) ホームページ、ユーチューブ、X(旧ツイッター)、フェイスブックなどのSNSを積極的に活用した提案とすること。

(9) SNS、テレビ、新聞、交通広告、屋外プロモーション、フリーペーパー等、様々な広報媒体の効果的な選択・組み合わせにより、最大の効果となる提案とすること。

(10) 県、市町村及び関係団体がホームページ等で発信している国保関連の各種情報を相互リンクさせるなど、対象者に対してより多くの情報を提供するよう工夫すること。

(11) 提案に際しては、実施時期、実施方法、作成物、周知方法、周知先、取

材候補先、工夫点や狙い、期待できる効果などについて具体的に記載すること。

- (12) 実施に当たって、不確定要素や県、関係機関等の協力を必要とする場合は、具体的にどのような協力が必要になるのか、その内容を示すこと。

4 スタッフ体制

本業務に必要とされるスタッフを配置し、業務の遂行に支障のないようにすること。また、業務の進行管理など業務全般に関する責任者を明確にすること。

5 業務完了報告等

業務完了後速やかに業務完了報告書（２部）を健康づくり推進課に提出すること。また、本事業で作成した成果品は、業務完了までに当課へ納品すること。

6 その他留意事項

- (１) 本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。ただし、打合せを短縮して実施できるよう、受託業者で可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託業者で記録を残し速やかに県に提出すること。
- (２) 本業務で作成した成果物の著作権は、熊本県に帰属するものとする。なお、成果物については本業務以外であっても、複数年にわたり県及び企業等が事業を行う際に使用することがある。
- (３) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報等について、目的外の利用、第三者に開示、漏えいをしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (４) 受託者の責任においてデータ漏えい、滅失毀損等の防止に努めること。
- (５) 業務仕様書に記載されていない事項は、県及び受託者の協議のうえ定める。